

ヤスクニ・レポ 216

揺るぎない真実

代表 西川重則

1

戦後72年、日本国憲法施行70年の今年は、憲法をタイトルにした集会が多く、各地区から講演を依頼されることが毎月のようにある。今年の〈8・15〉の集会から9月9日(土)の集会まで何回も基調報告・講演があり、参加者も多く、参加者も多く、共に学び合う楽しく有意義な集会となった。9月9日(土)は私にとって初めての場所(つくば市)であったこと、私に講演を依頼された方との親しい関係もユニークであった。国会傍聴18年の私が悪法の成立・強行採決のくり返しの国会傍聴の時、私の傍聴席のすぐ近くで傍聴されていた方が私のことを新聞などで知っておられたことから、講演の依頼となったとのこと。

9月9日の集会のテーマは「憲法は押しつけか?」というテーマであり、参加者の質問も、私にとって有意義な内容であり、文字通り、学び合う結果となった。「憲法9条の会つくば」という市民運動であり、国会で出合った方から要望され、9月8日の前日にその方の家に泊まることを勧められ、親切でやさしい夫人とも楽しい時を過ごすことができ、集会でも共に学び合うことができた。

憲法の押しつけ論に関して、日本国憲法の成立過程にあつてGHQの押しつけ論は日本国憲法を学ぶ場合に不可避の問題であり、国会傍聴18年の私が、憲法の成立過程の重要性を知るための資料を求める時、押しつけ論の資料も多く、初めての学びではないが、講演のテーマとしては改めて多くの資料の中から講演の中の不可避の課題として私の考えを報告し、日本国憲法の公布(1946・11・3)、日本国憲法施行(1947・5・3)の意味及び成立過程の時が丁度厳しい占領下での押しつけの問題を歴史的な文脈として憲法の成立の厳しさを率直に認識し、改めて日本国憲法に習熟すべき責任課題を訴えた。

私が生活している東京の国立市の国立市公民館の

講座室で、今年の8月19日(土)に、「学習集会 憲法とわたしたち連続講座 49回目 『日本国憲法施行70年にあつて 私たちの憲法に習熟しよう』」と題し、私が講演したのは、決して小さな問題ではなく、つくば市の憲法学習と同様の重要な意味を持っており、戦後72年、日本国憲法施行70年の歴史的・今日的意味を重視しての公開の憲法集会であったことを知っていただきたい。

私自身、最近の憲法学習で、日本国憲法の「前文」と本文の第9条の「戦争の放棄」との深い関係を強調しているのは決して小さい事柄ではないことを知っていただきたい。「前文」の主権在民のところに、「日本国民は……政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と断言していること、そして本文の第9条で「戦争の放棄」と題し、「戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認」を強調し、「前文」の趣旨の具体化を力説しているのであつて、直言すれば、主権在民の立場にあつて戦争絶対反対の本文第9条の具体化、すなわち私たち国民の実践課題である本文の第9条の「戦争の放棄」を強く求めているのである。憲法改正(改悪)を絶対に許さない私たちの立場の理性的実践課題であることを良心的に確認すべき私たちの真剣な課題・訴えであることを夢忘れてはならない日本国憲法の世界史的条文であることを国内のみでなく日本以外の国々にも訴えるべき戦後72年、日本国憲法施行70年の九月以降の日本国民の不可避の責任課題であることを述べておきたい。

2

憲法の「前文」の結びの一文「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」文言の意味を日本国民すべての方々に強く訴えている「前文」の結びの文言の歴史的、今日的意味を認識するだけでなく、私たち

国民に課せられている日本国憲法の「前文」と本文との関係・一体性を確認し、実践すべきことを強く要望したいものである。

そのためには、戦後72年、日本国憲法施行70年の今年の秋以降の国会において何が予定されているかを真剣に考え、ひとりびとりの日本国民が安倍政権の政治の実態の問題性、具体的に言えば、日本国憲法の改正(改悪)をめざす動向の許しがたい現状を直視し、共なる戦いに結集しなければならない。私が9月9日の集会その他で、強く訴えている二つの文言は、理論と実践の緊急を強く望んでのことであり、すべての日本国民の心に刻んで、実践して欲しいことであることは言うまでもない。次の文言である。

- 一 戦争の最初のぎせいは真実である。
- 二 国家権力に対する不断の警告は自由の確保のためである。

一の意味を理解しようと思うなら、日本の戦後史を学ぶことが必要である。日本の敗戦後、すばらしい日本国憲法が与えられたこと、特に公布・施行され、朝鮮戦争(1950・6・25—)が始まるまでは教育の世界と憲法にふさわしい内容が教えられ

ていた。そのすばらしい事例のひとつは中学一年生の教科書だった。『あたらしい憲法のはなし』であった。反戦・平和の教材だった。しかし朝鮮戦争が始まって文部省はその教科書を廃止した。日本政府の姿勢が朝鮮戦争のために文部省の教科書の使用を許さなくなったと言ってよい。同じことが自民党の結成(1955・11・15)の日に、党の基本方針として、「現行憲法の自主的改正」を決議し、日本国憲法の改正(改悪)を是認する政党として、2017年の自民党圧勝の現状にあつて安倍内閣がどのような政治姿勢を具体化し、今後の動向がどのような方向になるか自明であろう。

私たちは以上のような政治権力に基づく政治姿勢の具体化によって、平和国家から戦争国家に公的に変わることは十分に想像できよう。憲法の条文で言えば、第99条の本来の憲法政治が戦争国家にふさわしい条文として、すべての公務員が戦争国家の公務員として、第92条の地方自治の条文の原則・解釈・適用を許さなくされることが考えられる。私たちに強く求められているのは、「揺るぎない真実」(イザヤ書25・1)であることを述べて終わりたい(2017・9・12)。

2017年8月25日例会奨励「ハマンの企て」 エステル記3:1-6 山川暁牧師 (単立鶴川キリスト教会伝道師)

この出来事の後、アハシュエロス王は、アガク人ハメダテの子ハマンを重んじ、彼を昇進させて、その席を、彼ととともにいるすべての酋長たちの上に置いた、とあります。この出来事ごとは、アハシュエロス王を暗殺する計画が発覚したことです。ハマンにとってこれが出世の糸口となりました。しかし、王の暗殺計画を通報したモデルカイは無視されていました。

突然出世したハマンに対して、王の家来たちはひざをかかえて、ひれ伏すようになります。だが、一人だけそうしない人物がいました。ユダヤ人のモデルカイです。ハマンはモデルカイに怒りを燃やし、彼を亡きものにしようと考えます。モデルカイだけではなく、ペルシャ帝国に寄留しているすべてのユ

ダヤ人を根絶やしにしようと思つてます。結果的にこの企ては実を結ばず、ハマン自身が木につるされてしまいます。

突然の出世がハマンの人間性を変えたのです。出世しなければハマンは平穏な人生を送ることができたと思います。ハマンに起こったことは特別なことではなく、私たちにも起こり得ることであります。例えばアベ首相です。かつては平凡なサラリーマンだった人物が政治家となり、やがて権力を握るようになりました。権力を手に入れたことで、アベ首相はハマンの人物へと変えられたのです。21世にあつても、私たちはハマンの事例から学ぶことができるのではないのでしょうか。

「本の紹介」

山崎雅弘著『「天皇機関説」事件』(集英社新書、2017年4月19日)

「天皇機関説」を主張した美濃部達吉氏に対して、天皇を崇拜する退役軍人や右派政治家の攻撃が

始まったのが1935年2月。以後約半年の短い期間で機関説排撃運動は、美濃部氏個人の排斥に止まらず言論や学問の自由すら奪い、立憲主義は崩壊、権力の暴走を止める安全装置が失われた。本書は同事件によって社会が壊れてゆく昭和の分岐点を描く。それは現代と驚くほどに酷似する。 星出卓也